

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名等

一 題名

法律の題名を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」とすること。

(題名関係)

二 機構の目的

この法律の目的に、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設又は実用再処理施設が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等（当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉の廃止（放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。）又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理の事業の廃止をいう。以下同じ。）を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加すること。

(第一条関係)

三 国の責務

国は、廃炉等に関し第二条第一項の措置を講ずるに当たっては、放射性物質によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならないものとする。

(第二条第二項関係)

四 名称

原子力損害賠償支援機構の名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(以下「機構」という。)とすること。

(第六条関係)

第二 廃炉等技術委員会

一 廃炉等技術委員会の権限

機構に廃炉等技術委員会を置き、廃炉等に必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針(以下「廃炉等技術研究開発業務実施方針」という。)の作成又は変更その他の必要な事項について、議決を行うものとする。

(第二十二條の二及び第二十二條の三関係)

二 廃炉等技術委員会の組織

廃炉等技術委員会は、委員八人以内及び機構の役員（監事を除く。）のうちから理事長が指名する者四人以内をもって組織することとし、委員長一人を置くこととするなど、廃炉等技術委員会について所要の規定を設けること。
(第二十二條の四關係)

三 委員の任命等

廃炉等技術委員会の委員は、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命するなど、廃炉等技術委員会の委員について所要の規定を設けること。

(第二十二條の五及び第二十二條の七關係)

第三 役員

機構の役員に副理事長一人、理事二人を追加すること。

(第二十三條關係)

第四 業務

一 業務の範圍等

1 機構の業務に、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、廃炉等の適正かつ着実

な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告、廃炉等に関する情報の提供並びにこれらの業務に附帯する業務を追加すること。

2 機構は、毎事業年度、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の内容及び効果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならないこととし、主務大臣は、速やかにこれを公表しなければならないものとする。

3 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第三十五条、第三十五条の二及び第三十六条の二関係)

二 資金援助

1 資金援助に係る提出書類の追加

廃炉等を実施する原子力事業者が第四十一条第一項の規定による資金援助の申込みを行う場合には、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項を記載した書類を提出しなければならないものとする。

2 特別事業計画の記載事項の追加

特別事業計画には、原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項を記載しなければならないものとする事。 (第四十一条第三項及び第四十五条第二項第一号関係)

三 機構による廃炉等の一部実施

機構は、廃炉等技術委員会の議決を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができるものとする事。 (第五十五条の二関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二の1は、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 経過措置

1 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとし、当該認可があつたときは、当該定款の変更

は、施行日にその効力を生ずるものとする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しないなど所要の経過措置に関する規定を設けること。

(附則第二条関係)

三 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質によって汚染された水の流出への対処

国は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の事故に起因する放射性物質によって汚染された水（以下「放射性汚染水」という。）の原子力発電所からの流出を制御していくことが喫緊の課題であることに鑑み、当該流出の制御に関し、放射性汚染水に係る正確な情報が適時に提供され、かつ、廃炉等を実施するために必要な技術に関する国内外の知見が活用されることにより、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 関係法律の整備

関連法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条から第六条まで関係)